



図書「政尚」レプリカ（原物：東京国立博物館収蔵）

印面 縦49mm×横46mm 高さ41mm 重さ324g

# 対馬歴史民俗資料館報

第 26 号

平成15年 2月15日

編集・発行

長崎県立対馬歴史民俗資料館  
 対馬厳原町今屋敷  
 郵便番号817-0021  
 電話(0920)52-3687  
 印刷所  
 諫早市長野町1007-2  
 (株)昭和堂  
 電話(0957)22-6000

「互いに欺かず、争わず、真実の心をもつて交わる」（交隣提醒）

2002年には、日韓国民交流年事業の推進、サッカーワールドカップ日韓共同開催、日朝首脳会談及び日朝国交正常化交渉など、わが国と朝鮮半島の関係を改めてみつめる出来事がたくさんありました。

特に、6月に行われた日韓共同開催のサッカーW杯では、日韓両代表チームの健闘に対して、互いの国民が互いの力を認め、尊重し合い、老いも若きも国境を越えて心から応援し合いました。その光景は「信（よしみ）を通わし合っていた」交流の盛んなよき問柄の時代の再来を期待させてくれるものでした。

対馬は日本の国土面積の0.2%にも満たない小さな島です。しかし、日本列島と朝鮮半島との中間に位置するという地理的特殊性から、古代から大陸文化の交流の拠点となったり、「国境の島」として外寇、又は侵攻という不幸な事実の最前線の場となるなど、朝鮮半島と深いつながりがありました。

中でも「鎖国体制化」の江戸時代、日本は朝鮮国との間で対等な外交関係を樹立していましたが、対馬藩はこの対朝鮮



## 誠信之交隣

館長 平山 武彦

関係にかかわる煩雑な実務を幕府から一任されてきました。冒頭は朝鮮外交にかかわりをもっていた雨森芳洲先生が、その著書「交隣提醒」の中で外交をするうえでの心構えを説いた言葉です。

芳洲先生は相手の国の人情、時勢を知ること、交隣のキーワードとしてとらえ、互いの国の歴史・文化を理解して誠実に交われば、文化の違いや考えの相違もこれによって乗り越えられるということをも身をもって示しています。この誠信外交理念は現代の世にも通じる場所があるように思われます。

本館には、これらの事実を伝える古文書をはじめ、対馬の歴史を物語る貴重な史料を数多く収蔵しています。その一部を「歴史」・「民俗」の二つのコーナーで常設展示し、紹介しています。前者は古代の発掘遺物、中世・近世の渡来文物や宗家文庫史料、後者は古くから伝わる対馬の年中行事や民具などです。

今年度も日韓の多くの研究者が史料を閲覧し、研究を深めています。また、一般入館者も多く、ここ数年、日韓の歴史、友好に対する注目度が増し、対馬の歴史や朝鮮半島とのかかわりについて一段と関心が高まっていることを感じます。

朝鮮半島と日本の懸け橋として重要な役割を果たしてきた対馬。その歴史遺産を多くの方に御覧いただくことを願っています。皆様方の御来館を職員一同心からお待ちいたしております。

# 賀嶋兵介の足跡を追って

中島新吾

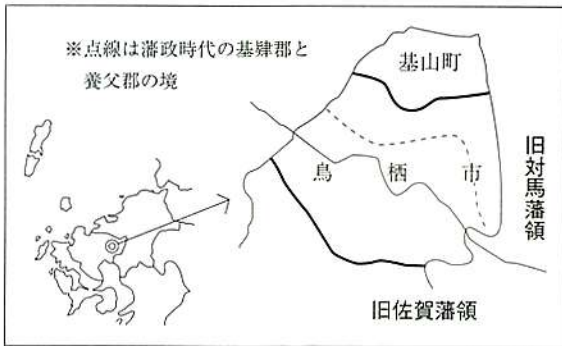
はじめに

「賀嶋兵介は江戸時代の初めごろ、田代代官所の副代官を十年間つとめた人で、人びとのためになるよい政治を行いました。それで鳥栖市で亡くなって約三百年にもなる今日でも、毎年賀嶋祭が行われています。・(略)・」

右は佐賀県鳥栖市教育委員会が小学校三・四年生用に発行している社会科副読本『わたしたちの鳥栖市』から引用したものである。郷土の発展に尽くした人たちとして四名取り上げられている中の一人である。現鳥栖市のおよそ東半分と基山町



賀嶋兵介肖像画 (鳥栖市在住：梶田武士氏蔵)



は、慶長四年(一五九九)から廃藩まで宗氏の領する対馬藩田代領(基肄郡全域と養父郡のおよそ東半分)で、俗に「基肄養父」と呼ばれる一万石余りの領域である。首邑田代に代官所が置かれ、対馬から派遣される代官によって統治された。対馬島外の地で、今でも慈父のように慕われている賀嶋兵介。あの陶山訥庵が尊敬の念を抱き、政務に關して時折指導を仰いだ人物でもある。一体彼が残したものは何だったの

だろうか。本稿では、それを追求すべく、本館の所蔵史料を中心に彼の足跡を追ってみる。

## 一 田代へ赴任

賀嶋兵介は名を成白、号を恕軒と称し、正保二年(一六四五)対馬府中に生まれる。父仁左衛門は万治元年(一六五八)藩主義成の死にあたって殉死した十二士の一人。兵介はその長男で、厳正剛毅にして非凡な才能の持主であったと言われている。

延宝三年(一六七五)九月廿七日、そんな兵介に田代代官所佐役(副代官)の命が下る。そのことを「毎日記」は次のように伝えている。

九月廿七日晴天西風  
小田宇右衛門儀就病氣田代表ニ  
而相果候付為代賀嶋兵介被仰付  
候則黒木半左衛門を以申渡候処  
兵助申聞候ハ大切成役目其上他  
國之役目之儀ニ御座候故無心元  
奉存候此段御断申上候与之儀申  
聞候付・・・(傍点筆者、以下同)

田代代官所の佐役を勤めていた小田宇右衛門が病死。その跡役として、賀嶋兵介に白羽の矢が立ったのである。大役かつ他國での役目というこ



朝日山から鳥栖市内を望む。写真中央付近が田代代官所跡(現田代小学校)、その奥が鳥栖インターチェンジ、右側は鳥栖市街。

ともあり、大変重荷に感じていたようだが、結局引き受けることになる。同年十一月十二日着任、兵介三十一歳の時であった。

ところで、当時の対馬藩田代領の現状について「基肄養父実記」(以下「実記」)は、次のように伝えている。

一 御領中漸漸困窮仕延宝ノ初ヨリ年々倒レ百姓多候ヘトモ何レモ儉約スル事ヲ不知其上放逸無道ニ候

領民は大変困窮していたにもかかわらず儉約はしないし、其上妻売り子売りの悪習まであるという状況で

賀嶋兵介関連年表

年 代	年齢	事 績	備 考	
正保2年(1645)		対馬府中に生まれる。		
万治元年(1658)	14	父仁左衛門、藩主義成の死にあたり殉死。	↑ ・陶山訥庵が生まれる。(1657)  義真の治世下 (1657~1691)  ↓	
延宝3年(1675)	31	2月、大小姓となる。 9月、田代代官所佐役となる。11月着任。		
◇ 6年(1678)	34	一旦帰国の際、夫人を同伴		
◇ 8年(1680)	36	田代領民から逗留延引願いが出される。		
天和3年(1683)	39	再び、逗留延引願いが出される。		
貞享2年(1685)	41	3月、田代で『基肄養父実記』成る。 4月、佐役免。 5月、帰国。		
◇ 4年(1687)	43	5月、大目付となる。 11月、言上書を藩に献策。伊奈に流罪。		
元禄8年(1695)	51	7月、陶山訥庵より、竹島問題について相談を受ける。		・竹島問題起こる (1695 2月) ・竹島問題解決 (1695 10月) ・陶山訥庵、郡奉行となる。(1699) ・猪鹿狩り (1700~1709) ・陶山訥庵没 (1732)
◇ 10年(1697)	53	5月9日、流罪地の伊奈で没。		
安永5年(1776)		家名取り立て (3人扶持)。		
天明4年(1784)		田代領民から建碑の嘆願書が出される。		
寛政6年(1794)		3月、太田山安生寺に碑が建てられる。		
享和2年(1802)		4月9日、兵介の肖像を碑前に掲げ、読経祭典を行う。(以後慣例の賀嶋祭となる)		

※年表中の「竹島」は、現「鬱陵島」を指す。

あった。また田代領の南部一帯は毎年のように水害に悩まされ、飢饉が絶えなかった。

そこで兵介はまず、領民が心懸けるべきことを三十三カ条からなる壁書にまとめ、その浸透を図った。毎年正月には庄屋町役を集めてこれを読み聞かせ、文盲者へも意味が判るように庄屋から説明させ、また兵介自身も宗門改めや巡回の折などには、その所要所を領民に読み聞かせるほどの徹底ぶりであった。以下壁書の一例を示す。「実記」より現代文に直す)

- 家業を怠けず儉約をせよ。組中よく助け合え
- 博奕をする者は本人はもちろんその属する五人組まで罰する。たとえ博奕をした者でも訴えれば罪を免じ褒美をやる。
- 百姓は常々雑穀を食べ、米を猥りに食べてはならぬ。
- もてなしはするな。止むをえず接待するときは、一汁三菜、酒二返に限る。
- 他領よりの借金や田畑を担保に借金をするな。

この壁書で中心になるのは、とにかく家業に専念させながら、いかにして無駄な出費をなくさせるかであった。

また干害や風水害などの災害が多かったことも困窮の原因であったので、その対策として、村々の川普請や灌漑用のため池の築堤、さらには植林なども行い、その数は九百カ所以上にも上った。

兵介は、このように次々と政策を実行し、貧困にあえいでいた村を救ったのである。そしてこの時の更生ぶりは実に隣国にまで及び、天和元年(一六八一)の幕府巡検使一行をも感嘆させるほどであった。

ところで、領民に人の道を説き、厳しい儉約を強いる以上、自らにも厳格でなければならぬが、兵介はまさにその通りの人であった。領中からの進物は一切受けない。接待にも出ない。また遊びに出かけることもなく、酒や煙草を嗜むこともなかったと「実記」は伝えている。兵介の田代での事績に関して、『楽郊紀聞』(中津藩史料)に次のようなエピソードが紹介されている。

同先生、田代にて、初めて法令を被出しは、「百姓中夜仕事仕舞候後に、縄を三尋づ、なひ候へ」と被申付たる由。百姓共同も心得かねしか共、迷惑ながら其通りにいたしけり。秋穀取納めの節に至り、「右なひ置たる縄を取遣ひ候へ」と被申渡ければ、何の手入なく、俵拵など早

く埒明き、百姓共初而其功の速なる事を感じしけり。其後追々被申出し法令、何共分らぬもあれ共、終には皆善き事成べしとて、速に従ひしとぞ。

「いかにして信頼関係を築くか」まさに現代の会社の上司と部下、学校の先生と生徒の関係にも相通じる点ではないだろうか。

さて田代での任期が終わりに近づいた延宝八年（一六八〇）九月、領民から留任願いが出される。この事を「実記」は次のように伝えている。

謹言上

一先年訴訟申上候者御代官様前々方三四年之御逗留二而村々様子御存知可成時分ハ御交代被遊候付只今之御代官様願ハ数年御逗留被遊候ハ、難有仕合奉存上候然處齋宮様御交代被遊候段奉承残念至極奉存候然共御代も御済被遊候由ニ御座候得共今暫御逗留被遊被下候様とハ訴訟難申上候其上御同役之兵介様御事ハ数年御逗留被遊候様ニ奉願上候只今ケ様ニ申上候者齋宮様不凶御交代被遊候付自然兵介様も如此御交代被遊候而者弥以残念至極ニ奉存候尤誰様御越被遊候而も御同然可有御座候得共当御代官様御事御領中困窮之時節ニ御越



賀嶋兵介の事績をまとめた基肄養父実記 (薦田家文書)

被遊近年弥零落仕候様子能々御存知被成百姓身持過分之儀を不仕儉約を守り身体持立候様ニと委細被仰付候故百姓之身持心入も次第二能罷成候只今之分ニ而者以後困窮之難も通れ可申哉と奉存当御仕置別而難有奉存上候齋宮様御交代被遊候儀ハ無是非奉存候兵介様御事ハ弥御逗留被遊候様奉願上候事

要旨を述べると、以前から代官は三・四年の任期で、村々の様子がやっとわかってきたという時には交代になる。願わくば、後数年残留してほしい。特に今の代官平田齋宮様、副代官賀嶋兵介様が御越しなされてからは、領民仕事に精を出し、悪しき風俗も改まり、貧困から立ち直りつつあります。できれば御二人共

残っていたいただきたいが、それが無理であれば兵介様だけでもぜひ残っていたいただきたいというものであった。その後、天和三年（一六八三）にも留任願いが出され、ついに田代在任は十一年にも及んだ。その間、仁位孫右衛門、平田齋宮、唐坊忠右衛門、龍田三右衛門の四名が代官を勤めている。

貞享二年（一六八五）、後任の内野才兵衛と交代して帰る時は、田代領の人民名残惜しさに筑前国まで数千人が見送りに行った程である。

また帰国するにあたり、田代の百姓達からは、次のような訴状が代官所に提出される。「実記」より）

一・（略）・為御礼乍少分御領中より米百五拾宛毎年進上可申上候間被召上被下候ハ、辱可奉存候左様御座候ハ、此米を御礼米と申小物成に定永々迄上納可仕候此趣宜被仰上可被下候已上

余程恩を感じていたのであろう。約十一年にわたり、田代領民のために心を尽くして頂いた御礼として、今後正租とは別に、毎年百五十石宛御礼米として上納したいとのことであつた。

ところで領民からの正式な留任願いが出される以前にも、賀嶋兵介の

留任については検討されていたのではないかと思われる記事が、延宝八年（一六八〇）五月廿八日の「毎日記」に見えるので参考までに挙げておく。

延宝八年五月廿八日雨天東風  
 賀嶋兵介事永々彼地ニ可被為置  
 与思召先年妻子等も越候様ニ  
 被仰付候然処唯今願申上候儀左  
 様有之間敷答与被思召上候弥精  
 を入相勤候様ニ可申付与之御事

二 帰国から流罪まで

帰国後、田代での功績が認められ禄七十石が与えられる。さらに二年後の貞享四年（一六八七）五月十九日には、大目付の要職を仰付かるなど、着実に出世コースの階段を登っているかのように見えた。

ところが、それから数ヶ月経った九月六日の「毎日記」に、次のような記事が見える。

口上之覚

先頃私儀大目付役被仰付過分之大役故難有仕合ニ奉存候因茲何とぞ勤度奉存候得共私儀元來愚二有之其近年殊外病者ニ罷成甚物忘仕候故相勤候儀難成候先頃役儀被仰付節も此段申上辞退仕候得共相勤見候而弥難勤候ハ、

重而理申上候得と被仰付候故先  
御受申上候其以来精を出勤見候  
へ共元来愚二御座候故役事二是  
非不辨事多病者に御座候故奉公  
懈怠仕致物忘候故度々忘却仕事  
有之決而難勤御座候間役儀御免  
可被下候此段毛頭偽不申上候条  
被聞召分可被下候尤不及申上事  
二御座候得共致養生人並等二茂  
罷成候ハ、相應

病氣や物忘れがひどくなっている  
ことを理由に、大目付の役を辞した  
いといった心境を打ち明けているが、  
この思いは大目付の役を受けた時点  
からあったようである。

そんな思いを抱きながらも大目付  
の役を務めてきたわけだが、当時の  
対馬藩政の墮落ぶりを目の当たりに  
して、同年十一月、ついに一大決心  
に出る。藩の金権腐敗や横暴ぶりを  
書を三十四ヶ条にまとめた「言上  
書」の提出である。その内容につい  
て『長崎県史（藩政編）』が述べる要  
旨からいくつか例を挙げる。

○藩主義真が政務にあまり熱意が  
なく、そのうえ家老樋口孫左衛  
門が専横政治を行っていて、し  
かも私的な依怙鼻眞があまりに  
も多い。

○近年は朝鮮貿易が不振で、領内  
・田代領の年貢も従来の三分の

二に減少しているというのに、  
藩主家臣共に豪華な生活である。  
○朝鮮との国交関係が、以前より  
まして無理を求めたり誠意を尽  
くさないために次第に悪化し、  
小事にて争論が絶えなくなった。

等々、実名を挙げて当時の対馬藩  
政を糾弾。

突然の事で藩側も慌てたようで、  
その時の狼狽ぶりが、同年十一月十  
二日の「毎日記」に見える。

一同十二日晴天

賀嶋兵介不届き之仕形二付流罪  
被仰付候趣御取次原五助樋口久  
米右衛門加納幸之助此三人二而  
御書付を以被仰出左二記之

覚

賀嶋兵介頃日書付指出候二付遂  
披見候処一々取揚候事無之候然  
共為念二候故原五助加納幸之助  
を以様子具二相尋候得共弥変事  
無之候目付役之儀二候間存寄之  
旨書付差出候段ハ尤成事二候得  
共紙面之様体不札千万成認様絶  
言語候書付差出候ケ条も了簡違  
成事而已二而其上不実成仕形共  
二候直二差置候ハ、決而國中  
騒動ニも罷成者二候間急度可  
申付候得共用捨を以一命差免佐  
護郡へ牢人申付候条此旨可申付  
候以上

文体が不礼極まりない上に、了見  
違いも甚だしい。このまま放ってお  
いたら、国中の騒動にもつながりか  
ねないということで、田舎への流罪  
を言い渡す。しかし処分は、これだ  
けでは終わらなかつた。「毎日記」は  
続く。

覚

一賀嶋兵介家屋致關所書物之類ハ  
少之手紙筆迄直ニ此方へ差出候  
様二可申付事

一同名権八久之丞式人共二閉門可  
申付事  
以上

家屋敷を没収された上、書物の類  
まで取り上げられることになる。ま  
た弟の権八と久之丞にも閉門が言い  
渡される。

「言上書」もまた、恐らく指弾さ  
れた年寄たちによって葬られたので  
あろう。

参考までに、流罪地については当  
初佐護であつたが、後に伊奈村に変  
更になる。

### 三 流罪地にて

貞享四年（一六八七）十二月より、  
伊奈村において、不自由な生活を強  
いられることになるが、そんな兵介  
の元に、元禄八年（一六九五）七月、

書状が届く。差出人は陶山訥庵であ  
る。

当時、竹島（現鬱陵島）の帰属に  
関して朝鮮との間に外交問題が起  
こつていて、同年十月に予定されて  
いる江戸参府に先立ち、賀嶋兵介に  
意見を求めたものである。

この時の二人の往復の書面を綴つ  
たのが、陶山訥庵著「竹島文談」で  
あるが、その中で、陶山訥庵が賀嶋  
兵介をどれほど信頼していたかを示  
す場面が見られる。

判を請申度奉存心入二而如此数  
通之書物を懸御目候尊公之御一  
言を神明の如く奉存罷有候間必  
御隔心なく大概之御批判承度奉  
存候右数通之書物之内

大概之趣者御推察可被成と奉存  
候ケ様之時分尊公御不幸二而田  
舎被成御座候段実者國家之大不  
幸と奉存候某妹之者此一件之御  
相談ニ加り何角と申上候段誠ニ  
無心元事ニ御座候得共

何よりも尊公の御一言を神明のご  
とく重んじています。よつて御批判  
でもいので、何卒助言をいただき  
たい。また、賀嶋先生が流罪の処分  
を受けたことは、個人の不幸にとど  
まらず、対馬藩にとつても大変不幸

なことであるとも述べている。ここにも一つ（先輩と後輩）の強い信頼関係が築かれていたのである。

ところで、この問題解決に向けての賀嶋兵介の助言であるが、「竹島文談」には次のように見える。

一・・・争い候共日本之地ニ成候事ハ成間敷と奉存候若勢威弁才を以無理ニ御取被成候ハ、後来之大変と可成候何レ之道ニも江戸方朝鮮ニ御返し被遊候様ニ被成御国今迄之御謬を修補被成平安ニ治り候ハ、御国之儀者不及申日本江之御忠切と奉存候事

地理的に見ても日本の領土であるとは言い難いので、そこを無理に自国領を主張すると、後世に禍根を残すことに成りかねない。ここは一步引いて、竹島から手を引くことが、対馬藩のためでもあり、さらには日本国のためでもあると言っている。陶山訥庵は、これで腹が決まり、十月江戸に上った。それからおよそ二年後の元禄十年（一六九七）五月九日、流罪地にて賀嶋兵介没、享年五十三歳。遺骸は身内の者達の希望もあって、府中海岸寺に葬られる。参考までに、賀嶋兵介が流罪の処分を受ける前と思われるが、あの猪鹿狩りに関しても、陶山訥庵は賀嶋

兵介に相談を持ちかけている。

### むすびに代えて

兵介の帰国後、毎年田代領民から正租の外に御礼米が届けられたことについては先述した通りであるが、さらに兵介没後は祭祀料まで届けられなかったので、藩としても見過ごすことができず、安永五年（一七七六）、三人扶持で兵介の家名を取り立てた。兵介没後八十年後のことである。

また天明三年（一七八三）には、田代において、次のような嘆願書が庄屋町役の連盟で、代官所に提出される。（「日記抜書」より）

天明三年

九月廿七日

一願書賀嶋兵介様延宝三年方貞享二年迄十老ケ年爰元御在勤之間安民之筋二日夜被為尽御心・・・（略）・・・祖父以来右之御功勞深く奉感歎子孫ニ至り忘却不仕為且は御功德永世ニ傳候為石碑ニ称し傳置申度内々之志願も有之候得共時体をも見合罷在殊ニ微力之身分入料難及手式彼是を以無據黙止罷在候處既ニ貞享式年御帰国方来辰年迄百ケ年ニ相當候故祖先以来之遺志を受継乍恐石碑建立仕度存立候



賀嶋祭の模様  
（鳥栖市教育委員会提供）

かつてその恩恵を受けた者達の子孫が、貞享二年の帰国から数えて、

来年がちょうど百年目という節目にも当たることから、これを機に、賀嶋兵介公の遺徳を忘れないためにも、ぜひ碑を建てさせてほしいというものであった。それから十一年後の寛政六年（一七九四）三月、田代太田山安生寺の岡に碑が完成する。

その後享和二年（一八〇二）四月九日、兵介の肖像をその碑前に掲げ、各村の総代らが参列し、読経祭典を行ったのが賀嶋祭の起源である。そして同祭が現在でも続けられていることについては、冒頭でも紹介した通りである。

また流罪地であった伊奈村においても、後年、藩老大森繁右衛門が廻村の節、配所の跡を清めて

「たつ鳥の跡の清さや麦畑」の句碑を捧げ、また戸田頼母も

「立つ鳥の

跡の清さを誉められし

なおその人の績ぞ思う」の歌碑を添えた。

「人の真価は棺をおうて百年にして定まる」というが、まさにその通りである。

ところで昨年七月、交流事業の一環として、基山町の小中学生二十八名が厳原町を訪れた際、賀嶋兵介公の墓参りをしている。一体、子供たちはどんな思いで、墓前に手を合わせたのだろうか。

### 注

(1) 庄屋十一人が、賀嶋兵介帰国前の貞享二年三月に、兵介の事績についてまとめたもので、上下巻から成る。

(2) 今日の「竹島」は、江戸時代「松島」と呼ばれていた。

### 参考文献

・「基山町史」基山町教育委員会  
・「陶山訥庵先生小伝」賀嶋由己  
・「栖」第十七号 鳥栖郷土研究会  
・「新対馬島誌」 新対馬島誌編集委員会  
・「基肆義父実記」、「日記抜書」  
鳥栖市史資料編 鳥栖市史編集委員会

# 対馬と地震

小山満信

## はじめに

日本は世界でも有数の地震の多い国で、全世界の地震の約一割が日本周辺で発生しているという。多大な被害をもたらした大きな地震も過去何度も起きている。平成七年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の惨状は私たちの記憶に新しい。「地震、雷、火事、親父」。かつて、子供たちにとってこの世で怖いものといえばこの四つが代表であった。しかし、その中で私たち対馬に住む者にとって「地震」は実感のないものであった。それは火山帯のない対馬では地震は発生しないというのが一般的であり、また、近年実際に発生していないからである。

ところが、対馬の郷土誌や古文書をひもといていくうちに、対馬でも過去地震に見舞われていたということがわかってきた。本稿では宗家文庫史料をもとに、その記録を紹介したい。

## 一 対馬の地震年表

まず、対馬の地震発生について記録として残されているものが表①である。

対馬の地震発生について、記録に残されている最も古い地震は「対馬編年畧」【藤定房 享保八年（一七二三）成編】にみられる、正嘉元年（一二五七）に発生したものである。ただ、同じく郷土誌である「津嶋紀畧」【陶山訥庵 元禄十二年（一

六九九）序 享保二年（一七一七）改訂成編】の中では対馬の地震についてはふれられておらず、それが事実かどうか、判断の難しいところである。

## 二 地震があったことを証明する宗家文庫史料

本館架蔵の宗家文庫史料「毎日記」は寛永十二年（一六三五）分が最も古いものである。その中で地震についての記述の初出は、寛文十年（一六七〇）の「表書札方毎日記」八月廿一日である。それには、

八月廿一日雨天東風  
申ノ下刻夥敷地震仕ル依之為御  
機嫌窺之侍中御下屋敷罷上ル

とある。雨模様午後五時頃、急にものすごい地震が発生した。家臣たちは被害がなかったかどうか心配して金石の地にある御屋敷にやってきたようである。

九月朔日付けの同日記には、

去比地震ニ破損仕候書付原軍平  
取次にて差上ル

「書付」にこの地震による府中内（または島内）の被害状況が書き留められていたにちがいないが、それを見出すことはできなかった。

次に、元禄十二年（一六九九）発生の地震であるが、このことについて宗家文庫史料の中では記載がされ

表①対馬の地震年表

地震発生日月日	史料	記事
一二五七年 正嘉元年春	○對州編年畧	丁巳春地震
一四一〇年 応永十七年 正月二十一日	○對州編年畧	天地鳴動如雷震
一六七〇年 寛文十年 八月二十一日	○宗家文庫史料 ・表書札方毎日記	申ノ下刻夥敷地震仕
一六九九年 元禄十二年 二月二十七日	○對州編年畧	巳刻對州大地震
一七〇〇年 元禄十三年 二月二十四日	○宗家文庫史料 ・表書札方毎日記 ・與書札方毎日記 ・江戸藩邸毎日記御國控 ・出火洪水大風地震記録	戌刻地震ゆり三度目ノ地震強クゆる也
一七三〇年 享保十五年 正月二十四日	○宗家文庫史料 ・與書札方毎日記 ○對州編年畧	今夜丑ノ中刻地震いたし候 今夜丑ノ中刻地震所々石壘為地震損者多
一七九二年 寛政四年 十二月三日	○宗家文庫史料 ・表書札方毎日記	夜前戌中刻比数十年稀成ル地震いたし 石垣等所々崩ル

ておらず、翌十三年に発生した地震のことではないかと考えられる。その地震については後述とする。

その三十年後の享保十五年（一七三〇）に発生した地震について、今度は「與書札方毎日記」に

一月廿四日雨天  
今夜丑ノ中刻地震いたし候処御  
屋敷中別条無之

とある。午前三時頃、大地が揺れたが、御屋敷の被害は何もなかったよ

うである。しかし、「對馬編年畧」には「大きな地震のため、所々石垣が崩れている」と記されており、町の中は被害がでていたのではないだろうか。熟睡している時間帯の突然の地震であり、暗闇の中で、大地のうねりに身を委ねるしかなかった人々の恐怖におびえる様子が目に浮かんでくる。

その地震からおおよそ六十年後、寛政四年（一七九二）の「表書札方毎日記」には、

表② 気象庁震度階級関連解説表 (抜粋)

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じない。		
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		
2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停車する車が多い。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動ができない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。



地震の記録  
この日より、長期にわたって地震が続いている。  
奥書札方毎日記 (元禄十三年二月廿四日)

十二月三日雨天  
夜前戌中刻比数十ヶ年稀成ル地震いたし石垣等所々崩ル就者各中右即刻連名之手紙を以殿様伺御機嫌御處御障不被為在段御用人中右申来

午後九時頃、数十年ぶりという稀なる強い地震が発生し、「石垣等」が所々崩れたと書かれている。この「等」の中には石垣に沿って建っていた門とか神社の墓石や石塔なども含まれていたのだろうか。

また、この時は以酌庵(朝鮮外交文書の起草をしたり、外交書簡を監察する外務機関。柳川事件以降、京都五山の碩学の中から輪番僧が来て外交の指導と監視にあたる。)から見

舞いの使者がきている。対馬での予期せぬ地震に対する驚きや被害の状況を心配する気持ちも伝わってくる。

### 三 元禄十三年の地震

今まで紹介してきた地震については国元(藩庁)の一つの部局で記述してあるものばかりである。ところが元禄十三年発生地震のことについては国元の「表書札方毎日記」、「奥書札方毎日記」、災害記録「出火洪水大風地震」、さらには「江戸藩邸毎日記」(御国控)にもそのことが記されており、この年発生した地震について記録している部局が多岐にわたっている。

まず、「表書札方毎日記」では、

2・24晴天 酉ノ刻地震夜入雨降  
2・26晴天 卯ノ刻地震  
地震ニ付為何御機嫌年寄中其外諸役之面々御隠居所へ罷出ル御作事奉行一宮又右衛門方地震震ニ付諸方御屋敷廻破損之書付一通差出之委細別帳有之

とその状況を詳しく述べている。午前七時頃より少し揺れ始めた時、いたるところの石垣が崩れたとある。このことからこの時の地震の強さを推察してみよう。

地震の強さの程度を表す目安となるのが「震度」である。地震を体感する場合、ゆるやかな地震、はげしい地震などいろいろあり、揺れ方の強さを区別することができ、この感じの強さを震度という。震度はある地点における揺れ(地震動)の強さを表す指標であり、それに等級をつけたものが震度階級である。表②は気象庁の震度階級関連解説表から抜粋したものである。震度階級を十段階に分けて示されている。この日の「大地震ゆり」此時諸方石

2・24雨天 戌刻地震ゆり三度目ノ地震強クゆる也  
2・25雨天 戌中刻地震ゆり  
2・26晴天 卯中刻時分大地震少ツツゆり五ツ半時分大地震ゆり此時諸方石垣崩ル申ノ刻迄二大ゆり八度小ゆりハ数不知地震二付以酌庵為御見廻御使者僧来ル申刻方之地震少ツツゆり夜明迄ゆり続ル





宗家文庫史料  
「江戸藩邸日記」御國控

垣崩ル申ノ刻迄二大ゆり八度」とい  
う状況はこの表に照らし合わせてみ  
ると「五強」ぐらいの強さの地震で  
あったことがうかがえる。  
この日、午後四時頃まで大きな揺  
れが八度、小さな揺れは数知れない  
程あり、次の日の夜明けまで揺れが  
続いている。いつ止むともなく続く  
大地の揺れに人々は生きた心地がし  
なかつたことであろう。  
また「表書札方毎日記」にもどる  
が、

- 2・27晴天 時々地震  
今度地震ニ付御家中并寺社方町  
中石垣其外及破損候所々御尋被  
成候間為致見分間数委細書付可  
被差出之旨  
寺社奉行平田所左衛門高勢八右  
衛門組頭嶋雄八左衛門町奉行平  
田源五四郎江申渡ス
  - 2・28晴天 時々地震
  - 2・29晴天 時々地震
- さらに三月になつても地震の記述  
が続いている。
- 3・朔雨天  
地震少ずつ度々ゆり夜七ツ過大

- 3・2晴天 酉ノ刻方雨降ル  
ゆり一度
  - 3・3雨天 時々地震ゆり也  
時々地震ゆり也
  - 3・5晴天 未刻地震ス  
未刻地震ス
  - 3・6晴天 地震ス  
夜丑刻大ゆり二度卯ノ刻小ゆり  
一度
  - 3・14晴天 未ノ中刻地震壹度  
申之上刻同壹度
  - 3・15晴天 巳ノ中刻地震一度
  - 4・3晴天 午上刻地震
  - 10・16晴天 酉上刻地震兩度仕候
  - 10・25雨天 卯上刻地震辰上刻雷
- 以上が「表書札方毎日記」にみら  
れる記録である。  
十月二十五日を最後に地震がおさ  
まったようであるが、長期にわたつ  
て、断続的に地震が続いていたこと  
がわかる。どれが余震でどれが本震  
か予測もつかず、終息の見通しのつ  
かない日々の生活に精神的な疲労も  
増したことであろう。  
この年は被害状況を江戸へ報告し  
ており、対馬にとって大きな地震で  
あったといえる。  
最後に、「江戸藩邸毎日記」(御國  
控)に記されたものを以下に紹介す  
る。

- 5・6晴天  
御國ニ而二月廿四日方三月中旬  
迄地震仕  
取分二月廿五日廿六日強震候而  
御屋鋪其外御家中寺社町方石垣  
等所々令破損候付帳面ニ認差越  
此程相違候差立而大地震と申程  
之事ニ而茂無之候得共近年御國  
ニ而無之地震ニ而数日震其上破  
損等有之ニ付公儀江御案内被仰  
上候付御口上書并破損書付相認



町の中には江戸時代に築かれた石垣が今でも多く残っている。崩れ落ちた場所はいつか、どこだったのだろうか。

山川作左衛門以御月番阿部豊後  
守様へ被差出ル  
地震ニ付豊後守様江被差出候御  
書付左ニ記之  
・・・(中略)・・・

口上覚  
対州二月廿四日方地震仕同廿五  
日廿六日強強私屋敷并家中侍足  
輕屋敷寺社町屋敷石垣別紙書付  
之通震崩同廿八日迄晝夜時々震  
動仕三月中旬迄折々震候得共次  
第二輕罷成候由申越候  
其強地震ニ而無之候得共於対州  
稀成地震ニ而殊ニ数日震候故此  
段申上候  
以上

五月六日 宗 対馬 守

二月廿五日六日対州地震仕破損  
之覚  
対馬守屋敷所々石垣百廿式間  
程  
侍屋敷石垣八百式拾四間程  
足輕屋敷石垣廿六間程  
寺社石垣百廿式間程

一 町屋敷石垣四拾四間程  
右之通所々崩申候 以上  
棧原屋敷の石垣がおよそ二百メー  
トル、侍屋敷のはおよそ千五百メー  
トルに渡つて崩れている。二百メー  
トル余りにわたつて崩壊したという  
社寺の石垣について、いくつかの社  
寺に石垣や墓石の被害状況及び修理  
の記録が残っていないかお尋ねした  
が、現存しておらず被害の有無もわ  
からなかつた。被害にあつた場所につ  
いて特定できなかったことは残念  
であつた。

おわりに

過去、対馬でこのような強い地震  
が発生していたことは驚きであつた。  
また、石垣が崩れ落ちる程の強い  
地震に見舞われたにもかかわらず、  
人的な被害、建物の倒壊、さらには  
火災という二次災害が発生しなかつ  
たというのは幸いなことであつた。  
このような地震がまたいつ来るか  
予測はできない。ただ、太平洋沖の  
巨大地震は同一海域で百年から二百  
年間隔で繰り返し発生し、また、内  
陸に震源地をもつ大地震は同一地点  
では数百年から千年に一回の割で繰  
り返し発生するといわれている。私  
たちは、突然やつて来る自然の驚異  
に対して、具体的な対策を講じ、冷  
静に対応できる心の準備をしておか  
なければいけないであろう。

参考文献

- ・「国史大辞典」吉川弘文館
- ・「世界大百科事典」平凡社
- ・「新取日本地震史料」東京大学地震研究所編
- ・「対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究」  
泉澄一著 関西大学出版部
- ・気象庁震度階級関連解説表  
気象庁







(義成公墓碑)



光雲院殿  
二十代 義成  
元和元年 襲封  
19代義智の第三子  
朝鮮信使五回渡来  
柳川事件將軍直裁  
So Yoshinari  
(1604-1657, 20th Lord)

今の堂宇は、明治十二年の建造で極楽橋畔にあった塔頭や鐘楼も撤去され、昔の面影を留めるものとして、寺門と享保年再建の時の守神として祭った仁王のみとなった。朝鮮への二度の出兵と、その和平交渉にあけくれた宗義智(宗家十九代)は、元和元年正月、四十八歳で死去した。その遺言によって、金石城の裏に葬り、その墓所の下に一堂を建立した。正保四年(一六四七)に現在地に移り、宗家一門の菩提寺として、藩中の特別崇敬を受けた。墓所は、上の御霊屋に、宗義智以後の歴代藩主と正夫人、中と下の御霊屋に側室及び幼名裏御霊屋には、宗家から分家の一代目を葬っている。

### 五、万松院の創立と義成の思い

万松院の創立は、義成の孝心によるものであるが、同時にいろいろな史的意味を考えることができる。第一は、宗氏歴代の廟域を画定したということ。

今後、藩政上、重大な政務の決断を決定する時は、いわゆる廟

### 六、義成の晩年

明歴三年義成は、江戸藩邸で病んだ。その時、

### おわりに

義成は、十二歳で対馬藩主となり五十四歳で死去するまでの四十二年間、対馬藩の基礎体制を築き、対馬藩の地盤をしっかりと固めた人物であった。

父義智の後をつぎ、朝鮮との絆をしっかりと結び、信使護行五回も実施したり、銀山の再開発をし、対馬藩の財政を豊かにした。また、万松院の創立で、藩士の精神を統一し、祖先崇拜の根本精神を築き上げた。五十四歳で他界はしたが、その治

算の古法に則ったことである。これは、家廟を中心とする祖先崇拜の根本精神で、これを家札として政治圏内に入れたことを先ず考えなければならぬ。第二は、対外的な儀式祭祀にも、この趣旨を掲げ、歴代藩主の弔札には、墓所に香花を供献することを例とした。朝鮮では、義智の国交復旧の功に対して、万松院送使を認め、年々の祭典を助けることにした。第三は、全島台宗の支配をしたことは、寺院の統制とともに、思想統一を目標としたものであったことである。義成の生母、倉野氏は寛永二十一年、五十九歳で死去した。およそ、婦人が政柄を執る場合は必ず内政が乱れるものであるが、家運が傾くこともなく、宗家の重臣を操縦して、機宜を誤らなかつた。墓は裏霊屋の叢林の中にあるが、歴代の中で、最も見事な造型であるのも義成の追慕の現われであろう。

たが、義成は十月二十六日終に命を終えた。(義成五十四歳)法号は、「光雲院」という。

### 世系譜略 (表書札方)

宗  
平義成 慶長九年生  
對馬守 義智第一男

元和元年 家督十二歳  
元和三年 三月十七日  
侍従五位下

對馬守十四歳

同年同月二十日従四位下  
明暦三年十月二十六日卒  
五十四

明暦三年丁酉 義成在江  
戸歿 辰有君連阿部重房忠秋門弟  
十月廿六 義成逝于江戸享年五十四法名  
宗胤道号法号光雲院  
(十九公実録 宗氏家譜)

世四十二年間は、崇高なるものを顧みることができる。万治元年十月二十六日、盟約十二士は、故主義成の一周忌を中心に、各々の菩提寺で、相前後して殉死を遂げ素心を貫いた。この十二士の霊碑は、今も宗氏代々の霊碑と共に万松院に安置されている。

中でも鰐淵長右衛門は、その主、番忠左衛門の殉死を見届けて、主に殉じて後を追ったと言われている。これは、万治の追腹と言われ、宗氏の家史でも六十人の由来とともに光彩に富んだ史実であり、義成の治世の中で、御主の人間性を回想することができる。(殉死者名、宗氏家譜より)

### 宗氏家譜卷之三終

要其志明。昔四年戊戌十月朔死者十二人。樺崎處、樺崎早川、春左、門番志左、門深見、野左、門松度、全左、門内野太郎、左、門樋口、五左、門津江、右、門松島、仁左、門高尾、市郎、左、門竹、森、仁左、門春澤、及、益也。義成也。外、對馬、封至、丁酉、四十二年。

### 参考文献

- 十九公実録 宗氏家譜
- 新対馬島誌 鈴木棠三編
- 新対馬島誌 編集委員会
- 対馬古跡探訪 永留久惠著
- 対馬六観音 阿比留徳勇著
- 日本の城下町 ぎょうせい
- 御墓所案内 対馬万松院

# スポットライト

## 古文書の保存について

### 「古文書の修復」

古文書の保存は本館の重要な任務である。

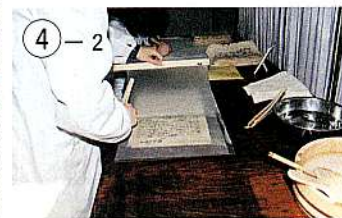
「資料を保存する」というとらえ方は多岐にわたる。「保存」といえば、資料そのものの管理ということ、つまり、まず頭に浮かぶのが、他に、調査を行い、目録を作って整理すること、傷んだ資料を修理すること、複製品によって原本の使用を避け、原本への負担を少なくするなどの行為も全てそれに含まれている。

そこで今回、傷んだ資料を修理する「修復作業」にスポットをあて、紹介したい。

現在、本館では三名の史料調査補助員が、虫食いで穴が無数に空いたり、水損で和紙が何枚も固着して板状になっているなど、傷みのひどい古文書を修復している。

#### 修復作業の流れ

- ①史料の現状記録を残す。  
古文書の題名、種別、寸法、量(丁数)、傷みの状況などを記録したり、外観の写真を撮る。
- ②解体する。  
「毎日記」は全て冊子であり、解体しなければいけない。文書を一枚一枚慎重に剥離していく。



- ③ごみを取り除く。  
和紙にこびりついた虫の糞、土ほこりなどを取り除く。
- ④1-1 ④-2 裏打ちをする。  
裏打ちとは、



薄い紙を本紙の上から糊で貼り強化する技術である。史料の弱った部分だけに紙を貼る場合と全面に貼る場合がある。この時に使用する糊も史料の状態に応じた濃度の加減があり、的確な状況判断が要求される。

- ⑤乾燥させる。
  - ⑥プレスする。
  - ⑦裁断する。
  - ⑧製本する。(収納する。)
- 以上のような作業工程である。作業の一つ一つに根気と集中力が必要であり、日々地道な積み重ねをしている。
- なお、史料調査補助員は例年、島

外の研修会に参加して技術の向上を図っているが、今年度は京都造形芸術大学助教 尾立和則先生に本館までおいでいただき、本館の実情にあった古文書の修復のあり方について細かく指導していただいた。



研修会風景「糊を作る」よりよい糊の濃度を追求しました。

## 「対馬神道」史料の寄託を受ける

江戸時代、対馬の法者頭だった藏瀬家の文書、八百六十五点の寄託を土田諱己氏(神奈川県在住の藏瀬家子孫より依頼)より受けた。

法者は雨ごいや安産を祈願する鉦祈禱、ほたけ祭り、病人祈禱などに従事する宗教者で、信仰面で大きな役割を担っていた。藏瀬家は、藩主宗家から代々法者を許され、島内の法者を支配していたといわれている。主な史料は次のとおりである。

- 一 藏瀬氏系図・家譜・御判物御旧判写・法名記他
- 二 毎日記・諸控帳・諸願書控帳 毎日記類付属文書(綴付文書・挟込文書)
- 三 比叡山関係(許状・補任状授与状他)
- 四 御書付写・口上覚(願書控)
- 五 占書・祈禱・諸作法・祭文
- 六 新神供養(祭文・誦文・句他)
- 七 寺社・縁起・祭式・祝詞
- 八 藏瀬家関係
- 九 諸氏系図・御旧判写
- 十 武芸(弓術・剣術)
- 十一 対馬関係(藩庁日記・防備巡検使他)

(参考文献) 西日本新聞  
平成十四年九月二十六日付

### 資料の寄贈を受ける

平成十四年度、当館へ資料の御寄贈をいただいた方を紹介いたします。

○中江寿美氏 宇治市在住

・『宗武志氏ゆかりのお菓子皿セット』(二組)

昭和六年、宗武志氏の御結婚祝い  
の引き出物。

○川本永氏 福岡市在住

・『川本家史料』(七十七点)

対馬藩家臣川本家に伝わる古文書、美術・工芸品など。

文久元年ロシア軍艦の芋崎停泊に際し、家老大浦教之助に随行して交渉にあたり、江戸に上つて幕閣に外防を論じた川本九左衛門、その三男で史学者の川本達は当家の家系である。

#### 【古文書】

・書簡(七通・川本九左衛門)  
・猪鹿逐詰之次第覚書書他

#### 【書籍・刊本】

・対馬遺事 湛然居士文集  
・陶山先生行状(写) 他

#### 【美術品】

・掛軸 書画  
・中国名筆拓本集 画帳他

#### 【工芸品】

・携行用重箱 船筆筒  
・鎧櫃(桐) 蒔絵盆他

ありがとうございました。

### 中学生のための 古文書の読み方講習会

今年度初めての試みとして、七月二十四日、厳原町中央公民館を会場に、島内の中学生を対象にした「古文書の読み方講習会」を実施した。発案のきっかけは、将来を担う子供たちが対馬の貴重な歴史遺産である古文書にふれることを通して、郷土の歴史学習への理解に少しでも寄与できればとの思いからであった。

教材は読み取りが容易で、かつ子供たちの興味関心をそそるものを用いたことを念頭に入れ、「対馬国郷村帳」(元禄十三年、幕府に提出、当時の村名が列記してある)、「測量御用記録」(文化十年、伊能忠敬が対馬の測量をした時の記録)の二つを使用した。

午前中、古文書の読み方について基礎的なことを学習し、午後からは資料館の見学(裏打ち作業も含む)及び、伊能忠敬が通ったコース(公民館周辺)を実際に歩いて学習を深め、最後に、再度古文書の読み方について復習をするという内容であった。



伊能忠敬が対馬を測量したときの足跡をたどってみました。

受講生六名とい  
う少数な  
りではあ  
るが、全  
員熱心に  
取り組ん  
でいた。

特に当時の地名と現在の地名を比較して共通点を探ったり、くずし字の読みを予想する場面で、積極的に発表し、正答に一喜一憂する子供たちの姿が非常に印象的であった。

### 平成十四年度 古文書解読講習会

本館主催の古文書解読講習会も今年で三年目を迎えた。今年

は七月二十七日(土)・二十八日(日)の二日間、



江戸時代に生きた人々の息づかいが伝わってきます。

「ありあけ勤労者会館」を会場にして実施した。長崎県立長崎図書館の本馬貞夫郷土課長を講師にお迎えし、本年度も近世文書の初級程度の内容で指導していただいた。

史料の歴史的背景、当時の社会や人々の様子など、解説を織り交ぜながらの解説は、分かりやすく、楽しい講習が展開された。

使用したテキストの内容は次のとおりである。

- ・大村郷村記
- ・オランダ通詞 本木正栄史料
- ・正徳長崎新例
- ・間宮筑前守様初御在勤御家老御取扱留抜書
- ・「分類雑載」より「朝鮮人一件」

### 表紙解説

### 図書

「図書」とは印章(公印)に対する私印の意味で、朝鮮王朝時代、日本からの通行者の要請により朝鮮国王より贈与された銅印のことである。

図書の印面には受図書人(図書を受けられた者)の実名が彫られ使者を派遣する際、書契(外交文書)に捺し、通行者の証明とした。

この「政尚」の印には年紀が明記されていないが、一四七三年八月の「藤原政尚」名義の使者に対して造給されたものと考えられている。政尚は少弐教頼の子として一四四一年に生まれ、後年、政資と改めるが「政尚」印使用の背景については今も謎にまつまされたままである。

この原物は、現在文化庁の所有となり、東京国立博物館に収蔵されている。

#### 参考文献 「宗家旧蔵「図書」と木印」

『朝鮮学報』第百五十六輯  
田代和生・米谷均共著

### 平成十四年度職員

- 館長(兼) 平山武彦
- 課長(兼) 岩村知康
- 係長(兼) (学芸員補) 小山満信
- 学芸員補 山崎義久
- 研究員 中島新吾
- 栗屋 智
- 中山弘之
- 椎葉徳子
- 藤本祐子
- 権藤安子
- 史料調査補助員